

[研究ノート]

「強い国家」とフランス共和制国家 ——ピエール・ビルンボーム『ヴィシーの教訓』によせて——

中 野 裕 二

- 一 はじめに
- 二 ビルンボーム「国家」論概観
- 三 ヴィシー期とその後の国家
- 四 ヴィシーの「フランス国」と「強い国家」・共和制国家
- 五 おわりに

一 はじめに

ピエール・ビルンボーム (Pierre Birnbaum) は、フランスの権力構造、比較歴史社会学的視座に基づく「強い国家」モデル、フランス共和制国家、そしてフランス・ユダヤ人の歴史およびフランスの反ユダヤ主義に関する研究者として知られるフランスの政治社会学者・歴史学者である。彼の著作は主なものだけでも 30 を超え¹、日本では特に「強い国家」モデルの論者として知られてきた²。

1 イヴ・デロワ (Yves Déloye) らとのインタビューで構成される 2015 年の著作の巻末資料による。Cf. Pierre Birnbaum, *Les désarçonnés d'un fou de l'État. Entretiens avec Jean Baumgarten et Yves Déloye*, Albin Michel, 2015.

2 日本語訳されている著作は、単著では *Les sommets de l'État : Essai sur l'élite du pouvoir en France*, Seuil, 1977 (田口富久治監訳・国広敏文訳『現代フランスの権力エリート』日本経済評論社、1988 年) と *La République et le cochon*, Seuil, 2013 (村上祐二訳『共和国と豚』吉田書店、2020 年) があり、また、ベルトラン・バディ (Bertrand Badie) との共著である *Sociologie de l'État, nouvelle édition augmentée*

こうしたなか、2020年の『共和国と豚』に続いて、2021年に『ヴィシーの教訓』が日本で出版された³。『ヴィシーの教訓』(以下「本書」という)に関して、三浦信孝は、「この本は、自分史を語ることに禁欲的だった学者が自分のユダヤ起源を初めて公にしたナルシシックな自伝ではない。……自分の研究史の中で無意識のうちに封印してきた「ヴィシーのフランス」に微視的とはいえ正面から向き合った批判的歴史書である」と評している⁴。それでは、「ヴィシーのフランス」と正面から向き合った結果、ビルンボームは自らのこれまでの「強い国家」モデルやフランスの共和制国家に関する理論を修正したのか、しなかったのか、修正したとすればどのように修正したのか、理論修正の有無やその内容をどのように評価できるのだろうか。こうした問いに答えるのが本稿の課題である。

ビルンボームにとって、これまで封印してきた「ヴィシーのフランス」と向き合うことで、これまでの研究を修正する必要がなぜ生じうるのだろうか。詳しくは本論で論じることとして、ここでは「ヴィシーのフランス」と向き合うこととビルンボームのこれまでの研究との関係について簡潔にまとめることで、本稿で主に扱う点を明確にしておこう。

第1に、ビルンボームは、イギリスとの比較を念頭に置きつつ、フランス社会の歴史に立脚して「強い国家」モデルを打ち立てた。そのため、「ヴィシーのフランス」がフランス社会の歴史、しかも国家論に関わる重大な歴史に関わるならば、それを踏まえずに理論構築された「強い国家」モデル

d'une préface, Grasset, 1982 (1979) (小山勉・中野裕二訳『国家の歴史社会学〔再訂訳版〕』吉田書店、2015年)がある。その他、ピエール・ビルンボーム(加藤克夫訳)「ユダヤ人 グレゴワール、ドレフェス、ドランシー、コペルニック街」ピエール・ノラ編『記憶の場 フランス国民意識の文化=社会史 第1巻 対立』岩波書店、2002年、283-337頁と、ピエール・ビルンボーム(稲永祐介訳)「講演録 国家とシティズンシップ：フランス政治学に固有なパースペクティブはあるのだろうか?」『日仏政治研究』12号、2018年、1-18頁もある。

3 ピエール・ビルンボーム(大嶋厚訳)『ヴィシーの教訓』吉田書店、2021年(Pierre Birnbaum, *La leçon de Vichy : Une histoire personnelle*, Seuil, 2019)。

4 三浦信孝「書評 ピエール・ビルンボーム著『ヴィシーの教訓』」『週刊読書人』2021年8月27日号。

は、その意義が疑われる可能性がある。そして、そうであるならば、ヴィシー期の国家を含めて理論構築し直さなければならないかもしれない。

第2に、「強い国家」モデルはフランス社会の歴史に立脚して構築されたがゆえに、その特徴はフランスの共和制国家のそれにきわめて近い。ビルンボーム自身、フランスの共和制国家を「強い国家」の理想形にもっとも近いと評価する⁵。他方で、ヴィシー政府はユダヤ人を追放し、反ユダヤ主義政策を実行するなど、「強い国家」の特徴から乖離した政策を実行していた。そのため、ヴィシー期の国家である「フランス国 (État français)」とフランスの共和制国家との関係をどのように捉えるかが問題になってくる。「フランス国」を共和制国家と無関係であると考えれば、この問題は無視できる。実際フランスでは、解放後の1944年8月9日のオルドナンスにおいて、ヴィシー体制は、「フランス国」の政府を自称する「事実上の当局 (autorité de fait)」でしかなかったとして、その合法性と正統性を否定され⁶、共和制国家 (État républicain) とは無関係であるとして扱われてた。しかし、ロバート・パクストン (Robert O. Paxton) の研究をはじめとする歴史研究の進展により、第3共和制、ヴィシー体制、そして第4共和制の連続性が明らかにされてきた⁷。このとき、ヴィシー期をも含めたフランスの国家と、ビルンボームが「強い国家」の理想形に最も近いとして論じてきた共和制国家との関係があらためて問題となる。共和制国家は「強い国家」の理想形にもっとも近いと述べてきたことの妥当性がゆらぐのである。

第3に、ビルンボームはフランスの国家の歴史を「強い国家」へと近づく国家化 (étatisation) の歴史として捉えていた。そして、時期による若干の

5 例えば、前掲注3、205頁など。

6 Voir l'article 7 de l'ordonnance du 9 août 1944 relative au rétablissement de la légalité républicaine sur le territoire continental.

7 ロバート・O・パクストン (渡辺和行・剣持久木訳) 『ヴィシー時代のフランス 対独協力と国民革命 1940-1944』柏書房、2004年。原著は1972年、フランス語訳は1973年に出版されている。

波はあるにせよ、概して国家化へと至るプロセスとしてフランスの歴史をいわば単線的に描いていた。しかし、「強い国家」の特徴と乖離したヴィシー期の「フランス国」を含めてフランスの国家の歴史を考えるならば、単線的な国家化史観は修正を迫られるだろう。

第4に、ビルンボームは、「強い国家」の理想形にもっとも近いフランスと「市民社会の自己統治」の国であるアメリカ合衆国との比較から、ユダヤ人解放のモデルをフランス型の国家による解放を意味する「垂直同盟 (alliance verticale)」とアメリカ型の市民社会における多元主義と複数の結社形態に由来する「水平同盟 (alliance horizontale)」として提示する⁸。ところが、ヴィシー期においては、国家がユダヤ人を追放したのに対し、フランスの市民社会、しかも国家から遠い農村の人々がユダヤ人を救った⁹。こうしたヴィシー期のユダヤ人の迫害や救済の事実と向き合うとき、フランスは「垂直同盟」であり、アメリカは「水平同盟」であるというモデル論の妥当性がゆらぐ。

このように、「ヴィシーのフランス」は、ビルンボームのこれまでの理論に修正を迫る可能性がある。ビルンボーム自身がそれと向き合い、どのように理論を修正したのか否か、その内容はどのようなものであったのかの確認作業は、共和制国家やそこから導き出される統合原理に強い関心を持ってフランスを研究してきた筆者にとってのみならず¹⁰、ビルンボーム理論の理解を深めるため、フランスの共和制国家の実態の理解を深め、マ

8 ピエール・ビルンボーム「説明変数としての国家類型」パディ／ビルンボーム『国家の歴史社会学〔再訂訳版〕』・前掲注2、所収。Supra note 1, pp. 85 et 155, Pierre Birnbaum, *Les deux maisons : Essai sur la citoyenneté des Juifs (en France et aux États-Unis)*, Éditions Gallimard, 2012.

9 Supra note 1, p. 27.

六三 10 例えば、中野裕二『フランス国家とマイノリティ 共生の「共和制モデル」』国際書院、1996年、中野裕二「移民の統合の『共和国モデル』とその変容」宮島喬編『移民の社会的統合と排除：問われるフランス的平等』東京大学出版会、2009年、15-29頁、中野裕二「〈共和国的統合〉とフランス—包摂と排除の政治」宮島喬・木畑洋一・小川有美編『ヨーロッパ・デモクラシー 危機と転換』岩波書店、2018年、73-97頁を参照。

イノリティの統合理論を深めるために不可欠だろう。

このような問題関心と課題設定に立って、本稿では、まず、「強い国家」モデル、「強い国家」とフランス共和制国家の関係、国家化の歴史、ユダヤ人解放の2つのモデルについてビルンボームが従来何を言っていたのかを簡単に振り返る(二)。その上で、「ヴィシーのフランス」と向き合った結果、これらの点についてビルンボームが従来の理論を修正しているのか否かを主に本書の記述から確認する(三、四)。そして、修正の有無とその内容の妥当性を検討する(五)。

この検討に当たって注意すべき点がある。それは、本書で明かされたビルンボームの個人史と研究内容の関係である。本書の中でビルンボーム自身が述べている通り、彼は、自らの経験と研究内容やそれによって形成された理論とを無関係なものとして扱ってきた。しかし、1994年に「完璧に中立的な教授の衣装を脱ぎ捨て¹¹」、当時のミッテラン大統領に対して、ミッテランとヴィシーとの関係に関する公開質問状を『ルモンド』紙に掲載し、今回、本書で個人史を明らかにするに至った。今やビルンボームはフランスの共和制国家への愛着を隠さない。かつてビルンボームは、フランス共和制国家の構築に邁進したユダヤ人を「国家ユダヤ人(Juifs d'État)」と呼び、共和制国家に強い愛着を持つ人々を「共和国狂(fous de la République)¹²」と呼んでいた。それに倣い、別の著書で自らを「国家狂(fou de l'État)」と称している¹³。ビルンボームのこれまでの研究を、一人の「国家狂」による研究だと位置づけ直したとき、われわれは彼の研究にかかるバイアスを取り除いて評価し直すべきであろうし、また、本書における修正にもそのバイアスが影響していると見るべきであろう。この点にも注意を払いつつ、理論修正の内容を検討することとする。

11 前掲注3、108頁。

12 筆者は、『国家の歴史社会学〔再訂訳版〕』の「訳者あとがき」において、ビルンボームの著書 *Fous de la République* を「共和国の道化師たち」として紹介したが、内容からして「共和国狂」が適切である。ここに修正したい。

13 *Supra* note 1.

二 ビルンボーム「国家」論概観

1. 「強い国家」モデル

ビルンボームの「国家」に関する理論については、別の所で何度か論じているので¹⁴、ここでは本稿の趣旨に関係するところについてのみ、簡潔に理論の中身を確認するにとどめる。

ビルンボームの「国家」論は、国家は種々の社会において多様な特徴を持っているにもかかわらず、従来、国家という1つの用語で語られてきたことが問題であるという認識から出発する。例えば、イギリスの国家とフランスの国家はその特徴が大きく異なるにもかかわらず、国家という1つの概念で説明しようとするがゆえに理論的な問題が生じているという認識である。そこでビルンボームは、これまで国家という概念で説明されてきた種々の国家を「政治的中心」と「国家」に二分する。具体的には、社会に遍在していた政治的機能を集積したものが「政治的中心」であり、それは、近代社会に広く存在する。そして、この「政治的中心」に加えてある一定の特徴を帯びるものこそが「国家」であるとして、「政治的中心」と「国家」を区別するのである。そして、「政治的中心」にとどまるか、それとも「国家」へと至るかは、それぞれの社会が経験した歴史的特徴によって決まるとしている。この考えに基づいて、ビルンボームはベルトラン・パディ (Bertrand Badie) との共著『国家の社会学』（日本語訳版は『国家の歴史社会学』）において、イギリスとの比較を念頭に、フランスの社会を基礎に構築された「国家」の諸特徴を説明している。

後にビルンボームは、「政治的中心」「国家」を「弱い国家」「強い国家」に読み替え、「強い国家」の特徴を次のようにまとめている。すなわち、
六
①自らの役割と独自の価値体系に深く同意している官吏によって運営される官僚制、②国家教育体系の早期形成、③国家と市民社会の間に境界線を

14 例えば、中野『フランス国家とマイノリティ』・前掲注10。

引き、両者の分離を促進する行政法体系、④国家に固有な規範と価値の生成を促す世俗化、⑤国有化された企業を中心にした経済的介入政策、⑥国家と市民との間に一義的な関係をもたらすための周辺の忠誠関係（言語、習慣）の体系的破壊である¹⁵。こうした諸特徴をすべて備えるのが「強い国家」である。

2. フランス共和制国家の構築と「強い国家」¹⁶

(1) 「分化」「自律化」「普遍化」「制度化」

ところが、理念型としての「強い国家」は、フランスの「国家」を基礎に形成されているがゆえに、その特徴は、フランスの国家が有する特徴と類似する。ビルンボームは、フランス社会の歴史的諸特徴から構築された「国家」を説明するが、そこでの「国家」とは、「分化(différenciation)」「自律化(autonomisation)」「普遍化(universalisation)」とそれらの「制度化(institutionnalisation)」の結果である。ビルンボームが説明するフランスの「国家」構築は概ね以下の通りである。

封建制末期の政治的危機への対処策として国家構築が開始される。その際、いち早く国王への忠誠心が形成されたイギリスと比較して、封建領主間の対立が長期間にわたって続いていたフランスでは、強力な統治機構の形成の必要があった。また、封建制末期の政治的危機への対処策には複数ありえたが、カトリックの影響から、「分離」という「文化コード(code culturel)」を有していたフランスでは、「分離による解決」が選択された。こうした政治的要因と文化的要因から、フランスでは、封建領主から統治権と統治機構をフランス国王が吸収し、政治権力と統治機構を独占する国家とそれらを一切もたない社会(市民社会)が明確に分離される形で国家構

15 Pierre Birnbaum, “The State versus Corporation”, *Politics and Society*, Vol.11(4), 1982, p.477.

16 本章の2および3の内容は、バディ／ビルンボーム『国家の歴史社会学〔再訂訳版〕』・前掲注2、第三部に依拠している。

築が進むことになる（国家の市民社会からの「分化」）。なお、この「(市民)社会」には封建領主だけでなく、自治権を有する都市、教会も含まれる。そして、この「分化」がその他のプロセスを生じさせる。

市民社会から分化した統治機構である国家は、国家独自のルールで自らを運営するようになり、それが行政法として発展する。国家と市民社会はそれぞれ独自のルールで運営されるようになり、それが公法と私法の明確な分離という形で表れる。なお、こうした国家の「自律化」は、「公的なもの」と「私的なもの」を分けるローマ法の影響を受けている。

市民社会から分化した国家は、その運営において市民社会の個別集団（地域的、階級的、宗教的、文化的な集団）が有する利益や意見の影響を受けない。逆に、国家が決定した法律や政策が市民社会に一律に適用される。こうした意味で政治生活が「普遍化」される。

以上の分化、自律化、普遍化を確立するための「制度化」が起こることで「国家」が構築される。具体的には、国家の統治機構を担う官僚制が確立する。その際、統治機構は特定階層から人的補給を受けるのではなく、メリトクラシー原則に基づき採用された官僚が、国家の論理に基づき国家を運営する。また、それによって国家の自律化が促進されることになる。

(2) フランス共和制国家の特徴

以上のようにフランスの「国家」構築が説明されるわけだが、フランスの「国家」は次のような特徴を持つことになる。

まず、分化した統治機構の担い手たる官吏は市民社会から影響を受けず、国家の論理に従って活動する。歴史的にはフィリップ4世（在位1285-1314年）の「レジースト（法律顧問団）」を萌芽とし、身分によらず専門知識とその運用能力の有無を基準として官吏が採用される。その後、例えば、1747年設立の「国立（王立）土木学校」のように一般の教育機関とは別に技術官僚の養成学校が設置され、メリトクラシー原則に従って選抜され、官僚候補者のみで教育が行われ、官吏として採用される仕組みができあがっていく。その代表が、1945年に設立されたENA（国立行政学院）である。ENA

出身者は高級国家官僚として行政エリートを形成し、市民社会から分化した国家の担い手となる。

また、政治生活が「普遍化」されているため、市民社会における種々の個別利益や個別要素に国家の決定は影響を受けず、国家の決定が市民社会に画一的に適用されるという意味で、市民の平等が保障されている。この普遍主義的な政治生活は、宗教との関係ではライシテ (laïcité) 原則となり、性差の場面では男女平等原則となる。さらに、地域的な独自性の否定という点では中央集権的統治機構や地方自治の否定、フランス語化政策という形で表れる。こうした普遍化の進展は、第3共和制期に共和主義の名の下に進められた。

(3) 共和制国家と「強い国家」

このように、とりわけ「普遍化」の諸特徴は共和主義として観念される点と重なっていることから、ビルンボームが打ち立てた理念型としての「強い国家」は、フランスの「国家」・共和制国家とほぼイコールであると言える。

ビルンボームがフランス社会の歴史的特徴から構築された実際のフランスの国家から「強い国家」モデルを構築したため、両者が類似するのはある意味当然であると言える。また、「強い国家」はあくまでも理念型であって、フランスの共和制国家が上述の①から⑥の特徴を完全に持ち、その他の特徴をまったく持たないわけではない。ここでは、ビルンボームがフランスの共和制国家を「強い国家」の理想にもっとも近いと捉えていたこと、そして「強い国家」が市民社会から分化した官僚によって担われ、市民社会の影響を受けず、市民の平等が実現する点に特徴があることが確認できれば足りる。

3. 国家化の歴史

ビルンボームは、フランスの国家の歴史を権力の群雄割拠が特徴的であった10世紀ころのユーク・カペーの時代の後に生じた王権の強化に始まる連続的な国家化プロセスとして捉えている。それは絶対主義国家から

フランス革命を経て、ドゴール体制により強化された。1981年の社会主義者の政権獲得は階級概念を政治に持ち込む「逆分化」となるかもしれないが、ビルンボームは、社会党政権でも国家化に変化がなかったと結論していた¹⁷。

(1) フランス革命以前の国家化

絶対主義国家化の過程において、中央では官僚機構と国王顧問会議が創設され、地方では法務官などの派遣とその権限強化が行われるなど行政機関が徐々に整備される。そして、17～18世紀に絶対主義国家が確立する。「強い国家」に近い国家を準備した制度と政策として、ビルンボームは次のようなものをあげている。

それは、第1に、領主領土の範囲の名残である「州」の破壊と「徴税区」および地方長官の創設である。また、その過程で都市の城壁も破壊する。これらは、地方や都市への忠誠心やアイデンティティを破壊するという側面も持つ。第2に、常備軍の創設(1726年)と地方軍長官の派遣である。地方長官統轄下の職業軍人団を創設することで貴族が有する私兵制を破壊し、武官官僚制の整備と軍事的中央集権化をもたらした。第3に徴税制度の強化である。15世紀以降、国王の徴税権が確立し、軍事組織の財政基盤のためにタイユ税(人頭税)が整備される。17世紀初頭には、フランス国王は同時代のイギリスの5倍の額を徴税していた。そして、調整制度の確立は文官官僚制の整備をもたらした。第4に国家主導の経済政策である。国立工場の設置、生産誘導のための助成金制度、商取引・貿易の規制など20世紀末まで続くフランスに特徴的な国家主導の経済政策が始まる。これは、国家による市民社会の支配・統制の一側面を表している。その他には、

五七

憲兵隊(国家警察)の創設、出版統制や国家新聞『ガゼット・ド・フランス』創刊(1631年)、フランス教会を介した信仰統制、教育統制などがあり、いずれも国家による市民社会の支配・統制の確立につながる。これらの制度

17 Pierre Birnbaum, dir., *Les élites socialistes au pouvoir : 1981-1985*, PUF, 1985 et supra note 1, p. 97.

や政策によって、国家の市民社会からの分化、自律化、普遍化、制度化がもたらされる。

国家化は、最終的に国家の王権権力からの分化へと至る。国家の制度化の最終到達点は、種々の官僚機構の整備と分化した国家の機能の永続化であるため、国王の存在は国家化にとって弊害となる。国家にとって、国王までが個別主義的な市民社会の一勢力となり、国家が国王からの自立を目指す。このように考えたとき、フランス革命は、最後の個別主義勢力であった国王を国家から排除するプロセスであり、国家化の延長である。

(2) フランス革命後の国家化

最後の個別主義勢力を排除したことで、近代国家は成立するが、国家化プロセスはさらに進む。国家とその行政機構が市民社会を統治する制度や仕組みが絶対王政期と同じ論理で進むのである。その第1が県(1789年)と県知事(1800年)の創設である。アンシャン・レジーム下の徴税区を基礎として全国に83県が設置され、地方の共同体のつながりを無視して、領土がほぼ同面積に分割される。県知事は政府の任命制であり、内務省の官僚である。アンシャン・レジーム下の地方長官に代わって知事が置かれることで、かつての国王—地方長官—地方長官補佐の関係が、中央政府—知事—副知事の関係に置き換えられる。第2は国家警察の全国的配置である。人口5,000人以上の都市に警察署長(コミッセル)が配属され、また、憲兵隊(ジャンダルム)が全国の治安維持を担う。第3は徴兵制の創設(1798年)であり、常備軍と傭兵が常備軍と国民による国の防衛へと置き換わる。第4は行政法の発展と行政裁判所の確立である。市民社会の法と国家(行政)の法の分化が進み、それぞれの分野の紛争は、司法裁判所と行政裁判所で審理されることになる。第5はconseil・デタ(Conseil d'État)の創設(1799年)である。アンシャン・レジーム下の最高国王顧問会議(政策分野ごとの顧問会議の最高機関)と同一名称であるが、政府への助言機関と行政最高裁判所を兼ねる。第6は、少し時期が下るが、国家と教会の分離である。まず教育分野においては1880年代の諸立法によって、学校の世俗化と聖職

者の排除が進む。小学校教員は国家公務員として位置づけられ、教育も国家主導の公役務となる。そして、1905年の政教分離法によって、国家と教会の分離が明確に宣言されるとともに、国家による祭祀に対する財政支援の禁止と信仰の自由が謳われる。第7は国家主導の経済政策である。第2帝政(ナポレオン3世)期の産業化の推進や国家主導の鉄道敷設、第3共和制期の自由主義を挟んで、ドゴール体制(1958年以降)には計画化(プランフィケーション)や公企業体の増加が推進される。

(3) 国家化の担い手たる高級官僚とその覇権

こうしたあらゆる分野の国家主導を担うのが国家官僚である。18世紀から存在した技術官僚の養成学校は存続し、1945年には高級国家官僚の養成学校として行政系の国立行政学院(ENA)が創設される。一般の高等教育機関では個別選抜が行われないのに対して、官僚養成学校では、能力主義的に選抜されることで市民社会の例えば階層的影響が排除される。学生は、高級国家官僚候補者として公務員と見なされ、給与が支給される。彼らだけで教育されることで、一般利益の実現を自らの使命とし、個別利益を排除する精神を持った集団が形成される。彼らは国家の代理人となるのである。

こうした市民社会から分化した高級官僚を介した国家による市民社会の統制・支配が、ビルンボームの言う「国家」の特徴である。高級国家官僚を国有企業、公共企業体の管理部門に配置し、また国土整備政策、経済発展政策によって経済を統制する。また、知事を各県に配置することで、地方を統制する。それは、1963年の国土整備地方振興庁(DATAR)の設立によって促進される。また、ENA卒業生が私企業管理職に就職することで、
 五五 国家の代理人を自任する者が私企業をも統制するのである。ビルンボームは、このような人的補給の流れを根拠に、国家による経済や地方の統制・支配を説明するのである。

国家による統制・支配は政治へも及ぶ。ビルンボームは、高級官僚から政治家・大臣への転身、もしくは高級官僚の身分を維持したままの大臣職

への就任という事例が徐々に増えていくことから、行政権力が政治権力をも統制下に置くようになったと説明する。それは、1958年の第5共和制における議会権限の制度的縮小、行政権限の制度的拡大をもたらし、またそれによって加速する。

ビルンボームは、エリート間関係の特徴を執行権と上部行政機関の融合（人的交流）に見だし、行政エリートと政治エリートの一体化が起きていると言う。ただし、官僚・官僚出身者の各界への一方通行的な流れであり、その逆はない。つまり、フランスの国家は、官僚機構の社会からの自立とエリート集団の独占により、市民社会を支配しており、この国家権力の拡大は封建制末期から続く国家化の帰結であるというのが、ビルンボームのフランスの国家の歴史に関する結論である。

このように、ビルンボームにとってフランスの国家の歴史は、「強い国家」の理想形へと近づく国家化の歴史であったのである¹⁸。

4. ユダヤ人解放の2つのモデル

ビルンボームは、自らの国家類型論に立脚して、ユダヤ人解放の2つのモデルを提示する。それは、「強い国家」の理想形に近いフランスの共和制国家における「垂直同盟」と、「市民社会の自己統治」の国であるアメリカにおける「水平同盟」である。

(1) 垂直同盟

フランスの「垂直同盟」もまた、市民社会から分化した「国家」の特徴に関係する。「国家」にあっては、政治生活は「普遍化」されている。それは「市民であること」を意味するシティズンシップにも影響する。「国家」における市民は、市民社会における人間としての社会的文化的属性からは

18 ただし、ビルンボームのこうした議論は1980年代半ばまでを対象にしたものであって、その後の地方分権改革とりわけ2000年代の地方分権改革や近隣民主主義法といった、フランスにおける民主主義観の変化を示す諸改革を反映していない。次に述べるビルンボームによる理論の修正には、こうした時代状況の影響を受けているかもしれない。この点には注意が必要だろう。

区別された市民としての属性しか持たないものと見なされる（「分化したシティズンシップ」）。

市民の領域である「公的領域」において、人は種々の社会的文化的属性を捨象した抽象的個として政治に参加する。すべての市民は抽象的個として同質であるので平等である。「公的領域」と対をなす「私的領域」は、市民社会における人間が社会的文化的属性を享受する領域である。そこでは、人がそれぞれの属性に合わせて個性的に生きるという意味で自由が実現される。マイノリティであるユダヤ人がユダヤ教の教義に従って自由に生き、かつフランス市民として平等を獲得するためには、この「公的領域－私的領域」の明確な区別が必要である。これもまた、フランスの国家構築の原則であった「分離による解決」の1つの実践である。こうした宗教の場面における「公的領域－私的領域」の分離は一般にライシテとして知られている。

マイノリティたるユダヤ人にとって、フランスを安住の地にするには、フランスを「公的領域－私的領域」分離の原則に立脚した社会に作り上げることが必要であった。言い換えれば、市民社会から分化した統治機構の確立、政治生活の「普遍化」、つまり国家構築、フランスの共和制国家の確立が必要だったのである。そして、フランスの歴史の中で、それに積極的に関わったユダヤ人をビルンボームは、「国家ユダヤ人 (Juifs d'État)」と呼んでいる。

いずれにせよ、「国家」・共和制国家においては、ユダヤ人は私的領域においてユダヤ教の教義に従って自由に生き、公的領域において市民として平等でありうる。ユダヤ人は、上のような特徴を持つ国家に依拠することで、キリスト教徒が多数を占めるフランス社会に同化することなく解放される。これがビルンボームの言う「垂直同盟」である。

こうしたシティズンシップの面の国家構築をビルンボームは「国民の国家化 (étatisation de la nation)」と呼ぶが、それはフランスに伝統的な価値観や文化、宗教などと結びつけてシティズンシップを考える人々の世界観を否

定する。国家構築や「国民の国家化」に反対する人々にとって、その恩恵をもっとも享受するユダヤ人こそが敵になる。そのため、「国家ユダヤ人」を敵視する政治的反ユダヤ主義が誕生する。フランスは「共和国狂」と政治的反ユダヤ主義を同時に誕生させたのである¹⁹。

(2) 水平同盟

アメリカの「水平同盟」もまた、「市民社会の自己統治」というアメリカの国家の特徴に関係する。アメリカにあっては、政治生活は「普遍化」されておらず、市民社会を構成する種々の集団（宗教集団、民族集団、文化集団などを含む）の活動が基本となってアメリカは統治される。アメリカの国家はそうした集団の活動を阻害しない程度にしか影響力を持たない。

それはシティズンシップ観にも影響する。「市民社会の自己統治」の国における市民は、市民社会における人間としての社会的文化的属性と市民としての属性の区別は特段意識されない。そこで重視されるのは、政治への影響力の行使をも含む種々の集団の活動の自由である。そのため、多数派の集団も少数派の集団の自由な活動を承認する（多元主義）。ユダヤ人もユダヤ教の教義に従って生活すること、またユダヤ人集団を形成し、政治への影響を行使することも妨げられない。いずれにせよ、「市民社会の自己統治」の国アメリカでは、ユダヤ人はユダヤ教徒として生活し、ユダヤ人として政治に関わることも可能である。ユダヤ人は、キリスト教徒が多数を占めるアメリカ社会に同化することなく、解放される。これがビルンボームの言う「水平同盟」である。

ただし、種々の集団の自由な競争の結果、多数派の意見や利益が政治に反映されたり、指導階級が多数派に占められたりすることも受け入れなければならない。自己統治は不断の自由競争とその結果に対する自己責任を伴う。実際、アメリカにおいて深くプロテスタント的な指導階級にユダヤ人が入ることは難しかったし、現在でも難しいのである²⁰。

19 *Supra* note 1, pp. 122 et 147.

20 *Supra* note 1, p. 185.

三 ヴィシー期とその後の国家

本書では、フランスが敗北し「フランス国」が成立した直後の1940年7月に、家族で避難していたルルドで誕生したことや、ユダヤ人狩りから逃れるために、姉と一緒にピレネーの小さな村オメックスに住むある家族に匿われていたことなど、ヴィシー期におけるビルンボームの個人史から始まっている。だが本稿が「ヴィシーのフランス」を踏まえることでビルンボームが自らの国家に関する理論を修正したか否かに関心を向けることから、その点に絞って、本書の中でビルンボームが自らの研究や理論についてどのように語っているかを確認してみたい。

1. 共和制国家への愛着と「強い国家」の理論家へ

ビルンボームは、共和制国家に対する自らの基本的な態度をわかりやすく示す例として、モナ・オズーフ(Mona Ozouf)の『フランス語作文(Composition française)』で描かれている内容をあげている。『フランス語作文』では、「モナ・オズーフがブルトン語を話す父と共和国の小学校教師である母との間を自由に行き来する様子、矛盾を来すことのないこの2つの世界への忠誠²¹」が描かれており、それに魅惑されたと述べている。それに対して、「私に関しては、記憶にある限り、今や1つの世界があるばかりだった。すなわち共和国の世界、共和国の学校と、モナ・オズーフが恐れて拒絶する「統一という虚構」を高く掲げる共和国の価値観の世界である。ブルターニュへの信頼に代わる何かは不要で、共和国の合理的な価値観をよく考えもせず受け入れることが、特殊・固有の愛着を裏切ることになるとの感覚はまったくなかった²²」。

五

モナ・オズーフが描くブルトン語話者たちは、自らの文化的特殊性の公的承認を求め、モナ・オズーフがブルターニュという公的空間と共和国

21 前掲注3、79頁。

22 前掲注3、80-81頁。

家という公的空間を自由に行き来していたのに対して、ビルンボームの家族の場合、ユダヤ人であることは内面的な領域、私的な領域においてのことであり、ビルンボーム自身にとっても公的空間とは共和制国家でしかなかったのである。「共和国は、私にとって集団への再加入の可能性であり、そのための正当な基盤であった。ヴィシー時代が終わった後には、私たちの理想を作り上げるのは、……必要不可欠な集団への再加入を確かなものにしてくれる集合体として捉えられる共和国のみであった²³」。

ここにビルンボームの共和制国家への愛着の出発点がある。そして、それが共和制国家と連続性を有するかもしれないヴィシー期に関する沈黙や徹底的な無視へとつながるのである。さらに、それは当時のフランスの潮流でもあった。ビルンボームは、小学生当時の学校の様子を次のように述べている。「学校は、共和国を称賛した。……メリトクラシーは、将来の市民としての立場を強める源泉だった。……暗黙と否認が、共通の未来の名において広がっていた。ごく近い過去であるヴィシー時代が語られることは決してなかった」。それゆえ、「学校における沈黙は、家庭の沈黙と重なった²⁴」。

ビルンボームは、自らの共和制国家への愛着を決定づけたのは、熱烈な共和主義者であり当時「黒い軽騎兵」と呼ばれた一人の小学校教師の個別指導と共和国のメリトクラシー原則のおかげで、困難と思われたコレージュ(中学校)に進学できたことであると言う。「これが、すべての市民を保護する共和国に対する私の見方を決定づける根源となった。……ヴィシー時代の直後から、私は逆説的ながら、共和制国家の称賛という道から逸脱することはなかった。共和制国家は、普遍主義を志向する秩序への忠誠以外に何の対価も求めることなしに、私を受け入れてくれた²⁵」。

その後、ビルンボームは、リセ(高校)を経て、高級国家官僚に進む者が

23 前掲注3、85頁。

24 ここまで、前掲注3、87頁。

25 前掲注3、90頁、91頁。

多いパリ政治学院(シヤンスポ)へと進学する。パリ政治学院に進学する前段階で進む、準備学年の学生に対して、「彼らの正直さ、公益への献身、私たちの個人的バックグラウンドや過去に無関心な普遍主義に驚嘆したものだ²⁶」と回想している。将来の高級国家官僚の候補者たちはすでに分化した国家を内面化していたようにビルンボームには見えたのである。ビルンボームは、官僚を目指すことも考えたが、結果的に「国家の社会学の研究者にとどまることになった²⁷」。

研究者の道を選択したビルンボームは、1966年にボルドー大学でポストを得た。国家が強く批判された1968年5月危機に違和感を覚え、危機を経た後に国家に関する理論の構築へと向かうこととなる。そして、1975年に、パンテオン＝ソルボンヌ大学教授に就任する。「これは、実に象徴的な出来事だった。私が所属したのは、モーリス・デュヴェルジェ(Maurice Duverger)が学科長を務める政治学科である。デュヴェルジェは当時を代表する政治学者であり、左派の立場に立つことから著名だった。彼が1930年代に過激な政治思想の持ち主であったこと、ヴィシーの反ユダヤ法を支える論文などを書いていたことなど、知る由もなかった。……こうした学術的な枠組みの中で、私は国家の自律化の基礎となるフランス社会に独特なエリート層の分化のプロセスを明らかにしようとした²⁸」。

ビルンボームは、国家に関する理論を次々と発表することになる。彼はそこで目指したものを次のように述べている。「フランス型国民国家の例外性の形成を長期の視点で分析し、私は多数の著書と論文において、メリトクラシーにもとづく採用を通じて構成された人員が実行する国家の大望を強調した。こうして採用された公務員たちは、実業界とは明確に区別さ

四九 26 前掲注3、91頁。

27 前掲注3、93頁。

28 前掲注3、95頁、96頁。なお、この引用部分の「分化」は、本書では「差異化」と訳されているが、原語は「différenciation」である。他の記述部分と合わせるためにここでは「分化」の語をあてた。同様に、他の記述部分と合わせるために適宜訳語を変えている。

れ、支持層に有利に働く政治的な思惑から切り離され、宗教的な信仰とも無縁である。私はすべての市民のための国家の実態を正当化しようと努めた。……私は徐々に強い国家の、理念型に近い国家の理論家になっていった。……フランス型の強い国家は、私にとっては、社会的平穩、市民間の融和、隣人同士の対立から生じうる暴力の拒否を保証するものだった。……さらには、ライシテにもとづく公共空間の守護者であり、しばしば相対立する宗教上の連帯が生む衝撃を緩和する機能も持っていた²⁹。

「強い国家の奉仕者」である行政エリートについては、「少数の支配グループが罪なき民衆を隷属させているのではないことも、示そうと試みた。……強い国家の奉仕者……の特性、すなわちその論理によって、彼らは異なる社会的勢力間の調停役を務め、国民生活の管理運営を担当し、政治を社会化する責任を負ってきたのだ。学校教育制度、大学とグランゼコールは、公共的で、ライックで、おおむね無償という性格から、階級制や再生産といった言葉による解釈を退ける³⁰」。さらに、「この当時、国家がイデオロギー的な心理や階級的な立場、あるいは宗教的な親和性によらずに、法に基づく社会の擁護者たりうると考える者は少数だった」が、「私は国家機構と社会的ヒエラルキーを隔てる境界の存在を明らかにし、国家の持つ耐久性を示し、一般利益を帯びた国家の奉仕者たちの献身を強調し、あらゆる経済的ないし宗教的な侵入の試みから公共空間を保護する行政法の論理を称揚した³¹」。

このように、ビルンボームは、高級国家官僚や著名な大学教授がヴィシーに協力的であったこと、ユダヤ人追放の諸政策を正当化していたことを知らないまま、一時期、高級国家官僚をめざし、そして「強い国家」の理論家になり、同時にフランスの共和制国家を正当化する理論家へとなっていったのである。

29 前掲注3、96-97頁。

30 前掲注3、97頁。

31 前掲注3、99頁。

2. 「ヴィシーのフランス」の拒絶

こうしたなか、1973年にパクストンの『ヴィシー時代のフランス』のフランス語訳が出版される。ビルンボームは「ヴィシーのフランス」を知り、自らの理論がゆらぐ可能性を認識しながらも、最初それを無視する。「私はこの本を夢中になって読み、高級官僚たちがペタン体制に与したことを示す統計を知って、また第3共和制期の幹部公務員がヴィシー政権下でも、またその罪を贖おうとした第4共和制下においても重要ポストにとどまる様子を知り驚愕した。これは、私の高級官僚に対する見方に重要な疑義を呈する衝撃であった。なぜなら、パクストンは、ヴィシーで権力を持っていたのが国家に奉仕する上級の公僕たちであることを証明していたからである。……同じ頃、私は精神分裂状態に陥ったかのように、フランス型国家の歴史に関する著作をいくつも書いていたが、そこにはヴィシーは不在だった³²」。そして、1981年の社会党政権による「強い国家」の変容の有無を分析した著作によって、「以前と変わらない国家の重要性、社会変革におけるその不可欠な役割、共和主義的公共空間における社会変化の中で高級官僚が果たす決定的な役目を強調していた³³」。

同じ1981年、マイケル・マラス (Michael Marrus) とロバート・パクストンの『ヴィシーとユダヤ人 (Vichy et les Juifs)』が出版される。そこでは、1940年10月のユダヤ人身分法に大きな重要性を認め、これがフランスのユダヤ人の收容所移送におけるヴィシー自身の責任の明確な証拠だとされたが、ビルンボームは、それを拒絶し、フランスで流布していたヴィシーが盾となってユダヤ人を保護したとする説にこだわった。

しかし、徐々にヴィシー時代の高級官僚のユダヤ人追放やユダヤ人狩りに対する積極的な役割が明らかにされるようになる。ビルンボームが述べているのは、ルネ・ブスケ (René Bousquet) についてである。「ヴィシー政権下で高級官僚だったルネ・ブスケ、その後まもなくフランソワ・ミッテラ

32 前掲注3、100頁。

33 同上。

ンと親交があったことが知られるようになるこの人物が、ドイツ側の命令に従い、フランス警察のみの手によりヴェルディヴー斉検挙を組織したというものだった³⁴。ブスケは、その過去を1978年に暴露され、1991年に起訴されるが、1993年に暗殺されることになる。それでも、「ユダヤ人とフランスの反ユダヤ主義、ユダヤ人の収容所移送に関する議論が起きる中で、私は耳を塞ぎ、なお集団への再加入を求めて、国家の役割の正当化の仕事を続けた。ユダヤの記憶が目覚めつつあったこの時期にも、私は純粋な学術研究を行なう研究者の立場にとどまろうと努めていた³⁵」。

1980年代半ばには、ビルンボームはユダヤ人の歴史に関する著作を積極的に発表するようになるが、ヴィシー時代を避けていた。1988年の『政治的な神話——「ユダヤ共和国」(Un mythe politique : la "République juive")』でも、1989年の『フランス・ユダヤ人の政治史 (Histoire politique des Juifs de France)』でも、ヴィシーは黙殺された³⁶。

ユダヤ人の歴史に関する著作で強調されたのは、「公的領域—私的領域」の分離の原則の機能である。「国家ユダヤ人」たちは、伝統に忠実であり、同族結婚し、国家機構における役割や共和国のための行動と両立しつつ小社会に参加していた。また、「国家ユダヤ人」が「1940年10月3日のユダヤ人身分法に抗議するためにペタンに書いた、感動的な書簡の分析」を行うことで、「フランス型の、メリトクラシーに基づく国家の例外性」を示そうとしていた³⁷。

しかし、「国家ユダヤ人」のヴィシー期における抵抗を明らかにするために進んでいた調査によって、ビルンボームが知らなかった、知ろうとしなかった別の事実も明らかになっていくのである。「私を動揺させたのは、国家機構の内部においてさえ政治的反ユダヤ主義が蔓延していたことだ。

34 前掲注3、101頁。

35 同上。

36 前掲注3、103頁。

37 前掲注3、104-105頁。

なぜなら、それはこれまでの私の仕事の論理の見直しを迫るものだったからである。国家ユダヤ人がキャリアを積む過程で、上司が書いた反ユダヤ的な評価は、私を驚愕させた。社会の中で増殖する政治的反ユダヤ主義は、国家機構の境界さえも乗り越えたのである。この事実は、これまでの、制度化された強い国家の社会学を無効にするものかもしれない。……そのときから、国家の社会学に新たな横糸が通るようになった。ユダヤ人の位置と、反ユダヤ主義である³⁸。これが、「ヴィシーのフランス」と向かい合う起点である。

ヴィシー期を研究の中で扱うようになったビルンボームであるが、この時点ではまだ、自らの個人史と研究を結びつけることはなかった。1993年にビルンボームは、『フランス人のフランス (La France aux Français)』を発表する。そこでは、「ヴィシーは、ユダヤ系公務員を排除することで国家が自らの論理に背を向けて、国家そのものが反ユダヤ的になるというパラドックスの時代³⁹」が述べられている。そして、この著作の執筆の過程で、ビルンボームは、著名な政治学者であるアンドレ・ジークフリード (André Siegfried) が『ル・タン』紙の一面にユダヤ人を国の業務から排除することを正当化する記事を寄稿した事実を知る。ジークフリードは、「ユダヤ人はパリンプテストゥスのごとくに、何世代にもわたって、フランスに馴染まないアイデンティティを保持し続ける民」であるがゆえに排除されるべきであると主張していたのである。ビルンボームは、「当時の学界の権威が書いた記事が、統合機能を持つ強い国家という私の解釈を否定していた⁴⁰」こと、「私の専門分野の教皇とまで呼ばれた」ジークフリードが、「ユダヤ人身分法を正当化し、私が理論化に努めてきた国家、私にとって驚嘆に値する例外性を持つ国家から、私をはるか以前に排除していたということは想像もつかなかった」と当時の驚きを述べている。この事実によって、

38 前掲注3、105頁。

39 前掲注3、107頁。

40 同上。

「ヴィシーは眼前にはっきりと現れ、私自身の生を否定したのである」、⁴¹「現実の否認は、もはや不可能となった」⁴¹。

これ以降、ヴィシー期の国家を直視することになる。ビルンボームがミッテラン大統領を批判するのはこの頃である。

3. ヴィシー期の国家

本書の中で、ビルンボームは、歴史学で進められてきたヴィシー期研究の業績に依拠して、ヴィシー期の国家の実態をまとめている。そして、その実態は、それまでの自らの研究内容を否定する内容を含むことになる。例えば、当時の法学界の権威たち「全員が積極的に、良心の呵責を感じることなく、法の実証的概念の名において、国家からユダヤ人を排除する法制に進んで適応しつつ、その実践に参加した⁴²」ことなどである。

特にビルンボームは、マルク＝オリヴィエ・バリッシュ (Marc-Olivier Baruch) が1997年に発表した『フランスのために働く——フランスの行政機構 1940-1944年 (Servir l'État français. L'administration en France de 1940 à 1944)』に注目している。そこでは、公務員たちは、ユダヤ人を敵視する国家に奉仕し、適切に職務を行使するために反ユダヤ的となったこと、そこで官僚たちは、「ユダヤ人について、たとえ厚い同化の仮面をかぶっていたとしても、ユダヤ人はフランスにおいて外国人であり続け、国民の共同体内部に、ましてや国家機構の内部に居場所はない、という言説を繰り返した」ことが明らかにされている⁴³。

とりわけビルンボームの注意を引いたのは、モーリス・ラグランジュという、第3共和制期にあって共和制国家の職務熱心な高級国家官僚であった人物のヴィシー政府内での役割と、ユダヤ人排除への積極的な関わりである。ビルンボームのヴィシー期の国家の理解に関わる重要な箇所なので、

41 前掲注3、108頁。

42 前掲注3、121頁。

43 同上。

少々長いが引用してみよう。

「それは、1940年12月16日に、首相府事務局が招集した関係省庁連絡会議に関するものである。会議の目的は、ユダヤ人を国家機構から排除する反ユダヤ法を各省庁が遅くとも12月19日までに、「共通ルール」に基づき、「論争」を避けつつ、どのように適用できるかを確認することだった。会議での高級官僚同士の驚くべき対話では、1940年10月のユダヤ人身分法を最も極端な形で運用しようとする積極的な意見が出されていた。純粋な法律用語を用いて行なわれたこの行政上の論理構成は、眩暈を覚えさせる。というのは、狭義の実証的な論理にのみ従ったこの対話は、ユダヤ人と非ユダヤ人の区別の道義的な次元を完全に置き去りにしていたからである⁴⁴」。

「この法律〔ユダヤ人身分法のこと——引用者〕を通じて、民族的、人種的な国家観が忠実に適用された。モーリス・ラグランジュは、その取り扱いを定め、国家機構の内部で誰がユダヤ人であるかを知ることができるよう、通達を発していた⁴⁵」。

「この高級官僚たちは、以前は法を尊重する共和主義者だった。それが、ここでは「ユダヤ共和国」に関して極右が流布させる偏見を受け入れて発言している⁴⁶」。

「何人ものコンセイユ・デタの幹部職員がその〔ユダヤ人身分法のこと——引用者〕適用に深く関与していた。コンセイユ・デタとヴィシーの「相互浸透」は明白だった⁴⁷」。

このようにヴィシー成立以前は共和制国家の奉仕者であった国家高級官僚が、ヴィシー期においては自らの法的知識と論理を駆使してユダヤ人を排除する、つまりヴィシーの「フランス国」の奉仕者になっていった様子

44 前掲注3、122頁。

45 同上。

46 前掲注3、125頁。

47 同上。

を目の前にして、ビルンボームは戸惑いを隠さない。「モーリス・ラグラ
ンジュのようなコンセイユ・デタの最高幹部の1人が、「法律の解釈を厳
密に行なわなければ、半分の事例を取りこぼしてしまうでしょう」とスト
レートに述べるとき、どのようにしてフランス型の強い国家モデルを頑
なに擁護できるものだろうか。このコンセイユ・デタの高官が、ヴィシーの
崩壊後に、平然として制度上大統領がトップを務める最高レベルの国家機
関である出身母体の組織に戻り、平穩に職務を遂行した末に、欧州石炭鉄
鋼共同体裁判所の次席検事に就任したというのに、どのようにしたらフラ
ンス型国家の制度化の理論を主張することができるものだろうか。……普
遍主義国家の制度化という観念は、ほとんどカードの城のごとく、脆くも
崩壊する⁴⁸」。

ビルンボームの共和制国家理解によれば、市民はその社会的文化的属性
に関わらず平等である。また、仮に国家に対して市民社会の個別利益の影
響を及ぼそうとする試みがあったとしても、それは共和制国家の原則に反
するという理由で拒絶されるはずである。そうした共和制国家を担うのが
市民社会の論理から独立し、国家の一般利益の実現のみに奉仕する官僚で
あるはずである。したがって、国家における政治生活は普遍化され、官僚
自身も普遍主義的政策を推進するはずである。

ヴィシー期の国家にあつては、ユダヤ人問題の政策立案とその執行のた
めに1941年にユダヤ人問題庁(CGQJ)が設置され、極右団体の構成員の中
から過激な反ユダヤ主義活動たちも採用されて「急ごしらえの公務員」と
なった⁴⁹。そして、徐々にCGQJは影響力を増し、「伝統的な行政機関と
国民革命のための新組織との間の相互浸透⁵⁰」が見られるようになるので
ある。このヴィシー期の国家の実態は「強い国家」の理念型にもっとも近
いはずのフランスの「国家」では起こりえないはずであった。ところが、

48 前掲注3、126頁。

49 前掲注3、138頁。

50 前掲注3、142頁。

ビルンボームは、「それでも私は、フランス型の強い国家というモデルを放棄する気持ちにはなれなかった⁵¹」と述べている。しかし、国家と高級官僚はユダヤ人迫害においても責任を負うようになり、高級官僚が主導する反ユダヤ政策が中核的な位置を占めるようになったことが明らかになることで、「フランス型の強い国家モデルは、揺らいでいるようであった⁵²」と述べ、自らの理論に疑義が生じたことを認めている。

4. 第2次世界大戦後の国家

ヴィシー期の国家の実態を確認したビルンボームにとって、第2次世界大戦後の共和制国家は、ビルンボームが賞賛し、正当化した共和制国家とは別物に見える。ヴィシー期の国家に協力した高級国家官僚たちの責任はほぼ問われず、ユダヤ人追放やユダヤ人狩りへの関心がほぼ示されなかったからである。

解放直後にフランスを指揮したドゴールは、国民の再建を優先して、「迷いなく対独協力に突き進んだ国家の奉仕者たちの役割を過小評価し、ユダヤ人狩りにおける彼らの重要な寄与については無言を貫いた⁵³」。また、行政機関における肅正においても、「1942年夏とそれ以降に行なわれたユダヤ人の一斉検挙へのフランスの行政機関と警察の関与については、何も触れられ」なかった⁵⁴。ユダヤ人の収容所移送において決定的な役割を果たした行政機関や警察もほとんど考慮されず、司法官肅清中央委員会(CCEM)設置に関する政府決定は、ユダヤ人に対する厳しい対応については明示的に規定していなかった。こうしたことから、ユダヤ人への迫害に関しては、「フランス解放時には罪だとは見なされなかった⁵⁵」。

四 このようなフランスにおける反ユダヤ主義に関する等閑視は教育機関に

51 前掲注3、129頁。

52 前掲注3、135頁。

53 前掲注3、144頁。

54 同上。

55 ここまで、前掲注3、144-145頁。

おける肅正でも同じであった。解放直後の初等・中等教育、大学における肅清では、反ユダヤ主義には、まったく重要性がおかれておらず、「フランス解放後も、反ユダヤ主義はかなり大目に見られて」いたか、「ほとんどの場合無関心が支配的だった⁵⁶」。

このように、フランスでは「フランス国」の反ユダヤ政策に関わった官僚と法律家は追及を免れ、第4共和制期の国家で引き続き重要な地位を占めることになる。「ヴィシーの高級官僚が裁判の中心を占めるようになるのは、1979年ジャン・ルゲの裁判を待たなければならなかった⁵⁷」。1989年7月にジャン・ルゲは裁かれることなく死亡した。それに対して検事長が、「ヴィシーの高級官僚がユダヤ人狩りに積極的に関わり、人を追い詰める行動に進んで関与したことは、職務の遂行であったとしても正当化できるものではない⁵⁸」旨の批判をするが、実際にヴィシーの高級官僚が裁かれるのは、1997年のパボン裁判である。

このように、「ヴィシーのフランス」を知ったビルンボームにとって、戦後のフランスの共和制国家は、反ユダヤ主義政策を主導した高級国家官僚と法律家が引き続き指導的地位を占める、ヴィシー期と断絶できない国家に見えるのである。こうした国家は、ビルンボームが「強い国家」モデルに近いとしたフランスの共和制国家とは大きく異なる。それではビルンボームは、国家に関する自らの2つの認識の違いをどのように整合させるのだろうか、それとも理論を修正するのだろうか。

四 ヴィシーの「フランス国」と「強い国家」・共和制国家

ヴィシー期の国家の実態は、「強い国家」の理想形にもっとも近い共和制国家という、ビルンボームのこれまでのフランスの国家に関する説明を

56 前掲注3、146頁。

57 前掲注3、149頁。

58 前掲注3、150頁。

否定する。実際、上で述べたとおり、高級国家官僚のヴィシー前後の連続性をビルンボームは説明できていない。しかし、ビルンボームは、「強い国家」・共和制国家理論の維持の可能性をシラク大統領の演説に見いだすことになる。

1. シラク演説から引き出される理論の維持

シラク大統領は、1995年7月16日、ヴェルディヴー斉検挙事件53周年の記念日に際して演説を行っている。ビルンボームは、シラクの演説の次の部分を引用している。「そうです。占領軍の犯罪的な狂気は、フランス人によって、フランス国によって支えられていたのです。今から53年前、1942年7月16日、フランスの警察官と憲兵4,500人が、上官の指揮のもと、ナチスの要求に応じたのです⁵⁹」。ビルンボームが注目するのは、ユダヤ人収容所移送の政策を実行したのがフランスの警察官と憲兵であるという点ではなく、その政策の決定がナチスによって行われたという点である。確かに、警察官と憲兵は「フランス国」の命令に従って実行したが、「この国家は、もはや国家としての権限を持っていなかった。ドイツ占領当局に服従し、主権を持たず、自由地域で権限を行使しているとはいえ、それはナチスの意思により左右されるものだった⁶⁰」。

この点は、ビルンボームにとってきわめて重要であった。なぜなら、この解釈が、「墮落してフランス国となった国家の罪を晴らし、また私の国家の理論の維持を可能にするからである。両立不可能と思われたもの、すなわちヴィシーと私の国家モデルを両立させるのである⁶¹」。

ヴィシー期における共和制国家の罪を否定し、ヴィシーの「フランス国」と共和制国家の連続性を認めようとしなない点において、シラクとミッテランは共通する。しかし、自らがヴィシーの高級官僚であったミッテランは、

59 前掲注3、174頁。

60 前掲注3、174-175頁。

61 前掲注3、175頁。

高級官僚の責任を認めず、彼らの愛国心を完璧だったと言うのに対して、シラクは、国家の官僚たちが自らの行動原理に背き、「フランス国」となってユダヤ人公務員を追放した国家に従ったことに遺憾の意を述べた。シラクにとって、「公益のために働く公務員として、彼らは本来この仕事を拒否すべきであった⁶²」。

また、ビルンボームは、シラク大統領がヴィシーに関する現代の研究成果を支持していた点を評価する。ヴィシー体制において「メリトクラシーに基づく共和制国家の強烈な批判者ドリュモンの後継者たち」「闇の勢力」に公務員たちが服従した点である。「こうして、極右の活動家とナチスに奉仕する国家はもはや国家ではなくなり、国家の価値観とは無縁な「フランス国」となったのである⁶³」。

このように、「フランス国」となった国家はもはや、実際には何世紀も以前から「強い国家」モデルに近かったフランス共和制国家に背を向け、ヴィシーの「フランス国」は「国家」の終焉を意味したと捉えることで、ビルンボームは、ヴィシー期の国家と共和制国家の断絶論に立とうとしている。

2. オランダの主張に対する批判

「闇の勢力」の道具に墮落した国家である「フランス国」というビルンボームの立場は、フランソワ・オランダ大統領の演説に対する批判に端的に見て取れる。オランダ大統領は、2012年7月22日のヴェルディヴでの演説で、共和国には一切責任がないとしたうえで、一斉検挙の実施におけるヴィシーの行政機関と、フランス警察と憲兵隊の役割を批判し、この計画遂行にあってドイツ軍兵士はただ1人として動員されなかったと述べた。これに対して、ビルンボームは、この指摘は歴史的には正しいものの、ユダヤ人を収容所送りにする計画を実行するために示されたドイツ当局の圧力をあまりにも過小評価していると批判する。「かれ〔オランダ——引用者〕は、

62 ここまで、前掲注3、182-183頁。

63 ここまで、前掲注3、184-186頁。

国家のフランス国への墮落、その変質、急進右翼を出自とする「闇の勢力」への国家の服従を、思考の中心に置こうとはしなかった⁶⁴」。

3. マクロン演説に対する相反する評価

ビルンボームが、シラクに次いでヴィシー前後に関する現代の諸研究を踏まえていると評価するのがエマニュエル・マクロン大統領である。マクロン大統領は、2017年7月17日のヴェルディヴー斉検挙の記念日に演説するのであるが、ビルンボームは、その演説は、「パクストンのそれに似た分析、またドレフュス事件以降の「ヴィシー以前のヴィシー」の存在と、さらに急進右翼に由来する「ユダヤ共和国」への憎悪の存在を明らかにした諸研究に近い分析⁶⁵」であったと評価する。マクロンは次のように述べている。

「ヴィシーは確かに存在しました。フランス国は、確かに存在しました。……大臣、公務員、警察官、経済界の指導者、管理職、教師、第3共和制はペタン元帥の体制に、人材の大部分を供給したのです。……ペタンとラヴァルのフランス国は、例外的な状況下で生まれた予想外の異常事態ではなかったのです。……ヴィシーは、第3共和制を汚した悪徳がついに解き放たれた時代となりました。レイシズムと、反ユダヤ主義です。……レイシズムと、反ユダヤ主義も、ヴィシー体制のもとで生まれたわけではありません。すでに、第3共和制のもとでも、根強く存在していたのです⁶⁶」。

マクロンの演説は、第3共和制とヴィシーの連続性の強調のようにも読める。ビルンボームは、ヴィシー体制やその「フランス国」が「ドレフュス事件から人民戦線に至るまで第3共和制の全期間を通じて吹き荒れた過激な反ユダヤ主義から生まれた、普遍主義的な公共空間を拒絶する体制

64 ここまで、前掲注3、187-188頁。

65 前掲注3、188頁。

66 前掲注3、188-189頁。

国家の解体、……権力の奪取が起き」たことである⁶⁷。ビルンボームにとって、「ドイツの勝利によってようやく、極右は少数派を保護する普遍主義国家を打倒できたのである⁶⁸」。第3共和制がそのままヴィシー体制へとつながるわけではない。

4. ヴィシーの行為に対するフランスの責任

ドイツの勝利に乗じて「闇の勢力」に支配されたフランスの国家は、「強い国家」でも、それにもっとも近い共和制国家でもない「フランス国」となった。そして、ヴィシーの「フランス国」は「フランスに敵対する」行動を取った⁶⁹。このとき、フランスに敵対した「フランス国」の責任をフランスが負うべきなのかが問題となる。

ここでもまた、ビルンボームはマクロン演説から考え始めている。マクロンは次のように言う。「一斉検挙と収容所移送を計画し、実行したのはフランスでした。したがって、……ほとんど全員の死に関与しています。……こんにち、ヴィシーはフランスではなかったと言う人々のご都合主義と巧みな発言を、私は正当なものとは考えません。確かに、ヴィシーはフランス人全員の集合体ではありませんでした。それでも、フランスの政府であり、行政だったのです。……フランスは過ちを認めて、補償への道を開きました。これが、フランスの偉大さです⁷⁰」。

ビルンボームは、この補償の正当化の仕方に疑問を感じている。「ヴィシーのフランス国は正統ではなく、合法的かどうか疑わしく、外国から承認を受けて対外的に活動できたものの、その原理原則はフランス型国家の普遍主義を否認した国家である。しかし、ヴィシー国家が国家の原理そのものを否定し、ヴィシー時代が強い国家の連続性を断絶させたのだとした

67 前掲注3、188-189頁。

68 前掲注3、190頁。

69 前掲注3、192頁。

70 同上。

ら、こんにちどのようにして、道を誤った行政機構のために損害を蒙ったユダヤ人に対する補償を正当化できるのだろうか⁷¹」。

パボン裁判において、コンセイユ・デタは、民事訴訟の原告から支払いを求められた補償額の半分を国家が負担すべきことを決定していた。ビルンボームにとってこのコンセイユ・デタの決定は、「フランス国」が「国家としての特性をもはや有していないにもかかわらず⁷²」、「フランス国」と現代の国家の連続性を認めるものである。ビルンボームの言う「国家としての特性」を持っていないというのは、「強い国家」の理想形にもっとも近い共和制国家の特性という意味である。

ビルンボームは、コンセイユ・デタの決定は、法律的想像力を大いに働かせて、「過失」の補償をプラグマティックな形で正当化したものに過ぎず、「その立論は、事実としてヴィシーには引き継がれなかった普遍主義的な論理を重視する強い国家の概念に打撃を与えるものではなかった⁷³」と言う。コンセイユ・デタがフランスの補償責任を認めたからといって、「フランス国」がビルンボームの理論における「国家」であると認められたわけではない。

その証拠を、ビルンボームはコンセイユ・デタの別の決定に見いだしている。コンセイユ・デタは2018年4月13日に、ドゴールがロンドンから送った電報の下書きを公文書であると認定した。つまり、コンセイユ・デタは、「暗に、ヴィシーではなく自由フランスが国家を構成したと結論づけた⁷⁴」。ビルンボームによれば、2018年のこの決定によって、自由フランスは国家と呼べる属性を1つとして持っていないにもかかわらず国家と見なされ、反対に、ヴィシーは外形上国家としての制度を維持していたが、普遍主義と、諸制度と、全市民を保護する権能を否定したがゆえに国家で

71 前掲注3、193-194頁。

72 前掲注3、196頁。

73 前掲注3、198頁。

74 前掲注3、199頁。

ないことが認められたのである。コンセイユ・デタも、国家とは「強い国家」でしかないことを認めたのである。しかし、補償の面では「フランス国」を国家と認めている。ここに、ヴィシー体制の理解を巡る混乱が残っているのである⁷⁵。

五 おわりに

「ヴィシーのフランス」と向き合ったビルンボームは、結果的に「フランス国」と「強い国家」・共和制国家の断絶という立場を維持しようとしていると結論してよいだろう⁷⁶。一部の「闇の勢力」にフランス国家は乗っ取られ、彼らの道具に墮落したのであって、それは「強い国家」・共和制国家ではないというのである。しかも、「国家に関するすべての比較歴史社会学の基礎となる強い国家の理論がヴィシー期によって否定されたわけではない」し、「理論も、長年にわたり続けてきた経験的研究も損なわれていない⁷⁷」。「強い国家」モデルがフランスの共和制国家の実態と一致しなくとも、「強い国家」が理念型であれば、理論的な破綻はない。それが理念型の特徴である。また、断絶論に立てばヴィシー期を例外として捉えることができるし、フランスの国家機構が「闇の勢力」の道具として使われたと捉えれば、責任をとるべきは道具を使っただけの者たちであって、道具の側ではない。

しかし、ビルンボームでさえ説明できてないことが残っている。それは、共和制国家の官僚がそのまま「フランス国」に奉仕したこと、そして、反ユダヤ主義政策に積極的に関わったこと、さらに彼らの多くが責任も問われず第4共和制期にその地位にとどまったことである。ビルンボームは次

75 前掲注3、199頁。

76 ビルンボームの結論については、ビルンボーム『共和国と豚』・前掲注2、所収の村上祐一「訳者解題 食卓のざわめき——ビエール・ビルンボームからブルーストへ」も参照。

77 前掲注3、205頁。

のように問う。

「それでも、共和制国家の高級官僚と行政組織が、なぜ共和制国家を否定するフランス国に賛同したのか、その理由を誰か説明できるだろうか。……公務員たちは、どうして自らの論理と原則を否定する国家に奉仕できたのだろうか。……ヴィシーという出来事が消滅したとき、どのようにしてこの時期を拭い去り、何ごともなかったかのように職務を継続し、欺瞞の後遺症が残るリスクを冒してもあえて見て見ぬ振りをした共和制国家からあらゆる名誉を授けられることができたのだろうか⁷⁸」。

ビルンボームの理論では、「国家」の担い手たる官僚が市民社会からの分化を確固たるものにするはずだった。断絶論に立とうとしても官僚は連続している。この官僚の連続性を説明できない限り、ヴィシーの国家と「強い国家」・共和制国家の断絶というビルンボームの主張は説得力を持たないのではないだろうか。また、ヴィシーに奉仕した官僚個人に責に帰するという考えも、ビルンボームのこれまでの国家論から大きく外れる。

また仮に、官僚とは、執政府の決定がいかなるものであっても、それを正当化し執行し、また執政府が行おうとする決定のためにその知識と技術を駆使する者たちであると考えれば、フランスでのヴィシーの前後での官僚の連続性は説明できる。しかしそれは、ビルンボームの理論とは相容れない。また、ビルンボームは、スコッチポル (Theda Skocpol) のテネシー川流域開発公社 (TVA) に関する研究から着想を得て、国家の「部分的分化」や「部分的逆分化」という理論を提示している。「弱い国家」アメリカにおいても福祉国家では「国家の末端 (bouts de l'État)」における国家の「分化」が確認できるように、「強い国家」の典型に近いフランスにおいても、「国家の末端」で「逆分化」（つまり「逆国家化」）が起こりうると言うのである⁷⁹。しかし、ヴィシー期に高級国家官僚が反ユダヤ主義政策に積極的に関わった事態を「国家の末端」の出来事だと見なすことはできないだろう。

78 前掲注3、204-205頁。

79 Supra note 1, p.100.

このように断絶論に立とうとするビルンボームも明快な説明はできていない。ここに「ヴィシーのフランス」を踏まえた後の彼の狼狽が見て取れる。その一端が、それまでのフランスの国家の歴史の捉え方の修正に表れている。第3共和制期に「強い国家」の理想に最も近いと見なされていた共和制国家でさえ、市民社会からの「分化」や「自律化」、そして政治生活の「普遍化」からたやすく遠ざかった。ヴィシーを経験した後のフランスの国家についても、「全市民に対して保護を与える、強い国家の社会学に適合する国家を信頼し、安心して再び国家を称える言葉を口にすることができるものだろうか」と自問する⁸⁰。

今日、ビルンボームは、戦後の共和制国家は傷を負ったままだと言う。それは、ヴィシーに奉仕した高級国家官僚をそのまま地位にとどめたからである。それにより、「国家は、フランスが長年にわたりそれに近い形を保っていた国家の理想形から離れていった⁸¹」。その証拠が端的に表れたのが、1961年のアルジェリア民族解放戦線 (FLN) が実施した平和的なデモに対する国家の側の過激な暴力行為であった。

そのため、国家に対する信頼は以前ほど深いものではなくなったとビルンボームは言う。それを表す現象として、ビルンボームがあげるのが、かつて高級官僚を目指すことの多かったユダヤ人がその道を選ばなくなったことである。かつてユダヤ人は「強い国家」を構築することで、フランスを自らの安住の地とすることを目指して共和制国家に積極的に参画した。国家による解放つまり「垂直同盟」を実現するためである。しかし、「強い国家」の理想形に近かった国家でさえ、その姿を変質させ、ヴィシーにあっては国家がユダヤ人を追放し収容所に送った。そのときユダヤ人に手を差し伸べたのは市民社会、しかも国家から遠い地の「正義の人々」である。ビルンボームは、そのため、今日ユダヤ人は市民社会の方を向いていると言う。しかし、だからといって、市民社会における解放つまり「水平同盟」

80 前掲注3、201頁。

81 前掲注3、205頁。

に期待できるわけではない。ユダヤ人は、「しばしば「隣人」の目を恐れ、……現在ではより不確実になった水平な同盟関係の実態に疑いの眼差しを向ける⁸²」。

このように、フランス共和制国家の歴史に対するビルンボームの理解は変化している。かつては、第5共和制こそ国家化の帰結であるという主張をしていたが、今では、「強い国家」の理想形から離れていると言う。それによって、フランスのユダヤ人解放モデルも「垂直同盟」では危うくなっている。

さらにビルンボームは、2007年にサルコジ大統領がローマで、フランスでは小学校教師よりも神父の方がより重要な役割を果たしている旨の演説を行ったことを例にあげて、市民の領域である「公的空間」にナショナリスト的観点や宗教が入り込む傾向にあることを危惧している。また、『共和国と豚』では、豚食強要の圧力にも触れている⁸³。そしてそれらを、上から下からの「コミュニタリザシオン(communautarisation)」として表現している⁸⁴。

ビルンボームにとって、「ヴィシーの教訓」とは、「常にすべての可能性があることを思い出させる」ことである。「国家が自らの論理を否定して彼らを保護しなくなる可能性も含めて⁸⁵」。そして、その教訓を生かして

82 前掲注3、206頁。

83 ビルンボーム『共和国と豚』・前掲注2。

84 *Supra note 1*, pp. 231-234. ちなみに、「コミュニタリズム(communautarisme)」の語はフランスでは、社会的文化的属性から分化したシティズンシップを認めようとしないうとしてイスラム系移民を非難するときに用いられる傾向にある。しかし、ビルンボームは、分化したシティズンシップと逆行することがフランス社会全体で起きていると指摘している。「コミュニタリズム」については以下を参照。大嶋えり子「フランスにおける「共同体主義」とはなにかー共和国モデルの聖性と背教ー」『多文化共生研究年報』17号、2020年、29-37頁。Eriko Oshima, « Analyse du discours sur le communautarisme : De la dénonciation pour antirépublicanisme à la reconnaissance antirépublicaine », *Sophia journal of European studies*, no.13, 2022, pp.93-112.

85 前掲注3、206頁。

いないフランスの現状にビルンボームは不安を感じている。ビルンボームの理論で言えば、ヴィシーという「逆国家化」という時期を経て、戦後、「逆国家化」から「国家化」へと、再度国家の論理を徹底させることができなかつたということになる。「ヴィシーの教訓」とは、理論的には、こうした「国家化」の論理自体が決して確固たるものではないことを歴史が示したことである。そしてそれが、ユダヤ人やマイノリティを巡るフランスにおける今日の混乱の原因であるということになるのだろう。

ところで、ビルンボームが言う「強い国家」の理想形に近かつたフランス共和制国家とはいったいいつの時期を指すのだろうか。第3共和制期が理想形と見なされているように考えられるが、1894年のドレフュス事件以降、人種主義や反ユダヤ主義が拡大し、ヴィシーへと至る兆候が見られた。ヴィシーを経た後も、再度の「国家化」へと進めなかつた。このフランスのどこに理想形に近い国家の形があるのだろう。歴史学の研究成果がわれわれに教えてくれるのは、「国民(nation)」が危機に陥れば、「外国人(étrangers)」つまり「よそ者」が際立たせられ、もしくは作り出されて、差別され排除されたという事実であり、国家はその執政府のイデオロギーにかかわらず継続するという、ビルンボームと別の意味での「国家の論理」の存在である⁸⁶。

「フランスでは共和国は国家に与えられた形態である⁸⁷」という共和制国家への愛着によって生じる言明から距離を置き、国家論とフランスの国家と共和国の実態を正確に把握する試みをしなければならないだろう。それはわれわれに残された課題である。

付記 本研究はJSPS科研費JP19KK0046及びJP19K0205の助成を受けたものです。

86 例えば、渡辺和行『エトランジェのフランス史 国民・移民・外国人』山川出版社、2007年、谷川稔・渡辺和行編著『近代フランスの歴史—国民国家形成の彼方に—』ミネルヴァ書房、2006年など。そのほか、バクストン、前掲注7。

87 *Supra* note 1, p. 153.